



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（総合情報政策課）…………… 2
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（労働政策課）…………… 3
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育総務課）…………… 3
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）…………… 4

規 則

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総合情報政策課）…………… 5

教育委員会事項

- 沖縄県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則…………… 6
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 7
- 沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令…………… 7

公布された条例のあらまし

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）
 - 1 知事等は、高等学校の専攻科に通う生徒等に対する奨学給付金の支給に関する事務等処理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとした。（別表第1関係）
 - 2 教育委員会等は、高等学校の授業料等の減額又は免除に関する事務等処理するために必要な限度で特定個人情報を同一機関内で利用（庁内連携）することができることとした。（別表第2関係）
 - 3 知事は、教育委員会が高等学校の専攻科に通う生徒の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務を処理するために必要な限度で、その保有する特定個人情報を教育委員会に提供することができることとした。（別表第3関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第46号）
 - 1 普通課程及び短期課程における訓練のうち、通信の方法によって行うものの実施方法について、添削指導又は面接指導を行うことができるよう訓練基準を改めることとした。（第5条及び第6条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）
 - 1 沖縄県立伊良部高等学校を廃止することとした。（別表第1関係）
 - 2 沖縄県立はななき支援学校の名称及び位置を定めることとした。（別表第2関係）
 - 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則）
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第48号）
 - 1 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等は、サービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うこととした。（第7条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第5条及び第6条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第45号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「高等学校等をいう。以下同じ。）」の次に「又は高等学校専攻科（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科をいう。以下同じ。）」を加え、「同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者」に改め、同表 8 の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加え、同表に次のように加える。

10	教育委員会	高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11	教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加え、同表に次のように加える。

9	教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報、高等学校等を退学
---	-------	--------------------------------------	-----------------------------------------------

	<p>額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>し、再び高等学校等に入学した者に対する同法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する情報又は高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3の5の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第46号

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導又は面接指導」に改める。

第6条第1項第3号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導又は面接指導」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第47号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 沖縄県立宮古高等学校 沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市平良字西里718番地の1 宮古島市伊良部字前里添1079番地の1	を 」
--------------------------------	-----------------------------------------	--------

「 沖縄県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里718番地の1	に 」
-----------------	------------------	--------

改める。

別表第2中

「 沖縄県立泡瀬特別支援学校	沖縄市比屋根五丁目2番20号	を 」
-------------------	----------------	--------

「 沖縄県立泡瀬特別支援学校 沖縄県立はなさき支援学校	沖縄市比屋根五丁目2番20号 北中城村字屋宜原415番地	に 」
-----------------------------------	---------------------------------	--------

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第48号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「第3条及び第4条」を「前2条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「この項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第51号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第23条を第27条とし、第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条第2号から第5号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第24条とする。

第19条第2号から第5号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第23条とする。

第18条を第22条とし、第17条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

第21条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 沖縄県立高等学校の授業料等の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る専攻科修学支援金の支給に関する情報
- (2) 沖縄県立高等学校の授業料等の減額又は免除の決定を受けた者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報

第16条を第19条とする。

第15条第2号中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第18条とする。

第14条第2号及び第4号中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第17条とする。

第13条第2号から第5号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第16条とする。

第12条第2号から第5号までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する授業料の負担を軽減するための修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 専攻科修学支援金に係る保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）による沖縄県立高等学校の授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の減額又は免除の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 沖縄県立高等学校の授業料等の減額又は免除の決定を受けた者の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

第8条中「の生徒又は学生」を「又は高等学校専攻科の生徒等」に、「以下」を「第26条において」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第1条中「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）」を「条例」に、「の生徒又は学生」を「又は高等学校専攻科の生徒等」に、「高等学校等就学支援金法第3条第2項第3号」を「条例別表第1の1の項」に、「（以下）を」（第13条において）に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者）

第1条 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 条例別表第1の1の項に規定する生徒又は学生（以下「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項若しくは第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は生徒等（高等学校専攻科（条例別表第1の1の項に規定する高等学校専攻科をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。以下同じ。）がいる場合 当該保護者

(2) 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月28日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第12号

沖縄県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立学校の分校の設置に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県立学校の分校の設置に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分校の設置等)

第2条 沖縄県立鏡が丘特別支援学校に分校を置き、その名称は浦添分校とし、位置は浦添市経塚715番地とする。

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立伊良部高等学校の項を削る。

別表第2 沖縄県立伊良部高等学校の項を削る。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

はなさき分校

」 を 「

沖縄県立はなさき支援学校

」 に改める。

(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 宮古学区の項中 「

宮古高等学校 伊良部高等学校

」 を 「

宮古高等学校

」 に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第5条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 中頭学区の部中「美咲特別支援学校はなさき分校」を「はなさき支援学校」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第9号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月28日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程(昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 中伊良部高等学校の項を削り、美咲特別支援学校はなさき分校の項を次のように改める。

はなさき支援学校	はなさき
----------	------

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月28日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県教職員住宅貸付規程（平成13年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表学校別住宅の項中

宮古高等学校教職員住宅	宮古島市
伊良部高等学校教職員住宅	宮古島市

を「宮古高等学校」

教職員住宅 宮古島市

に改める。

第2号様式中「平成 年3月31日」を「 年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------